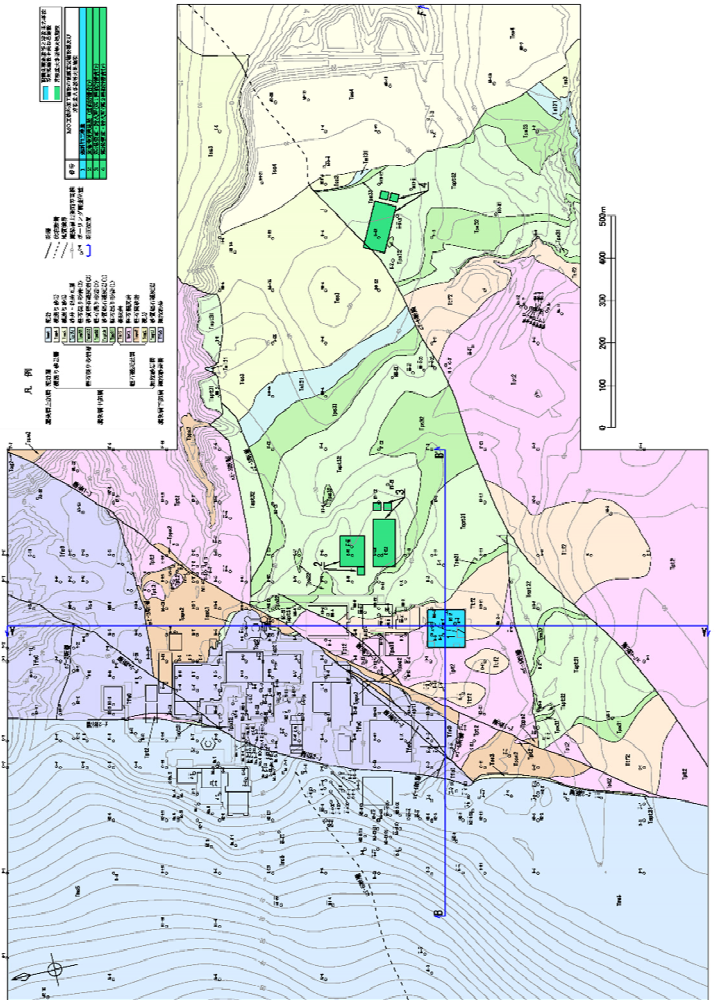
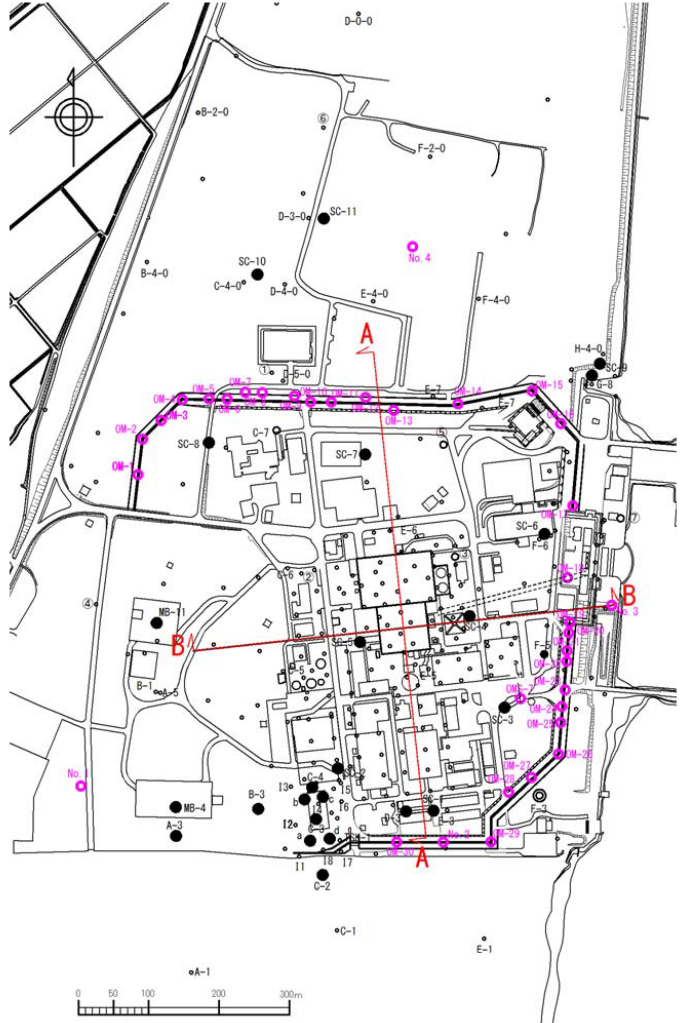
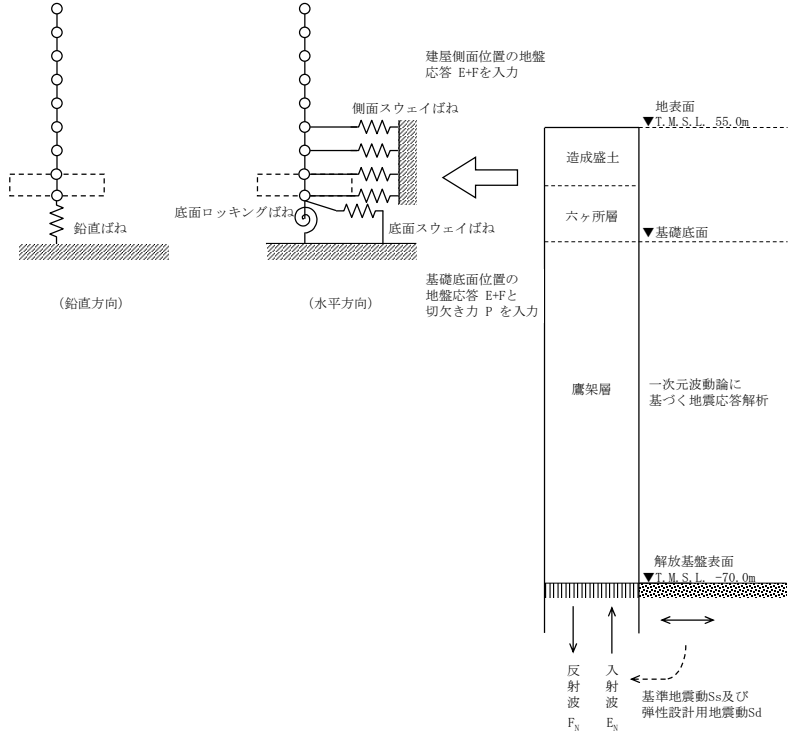
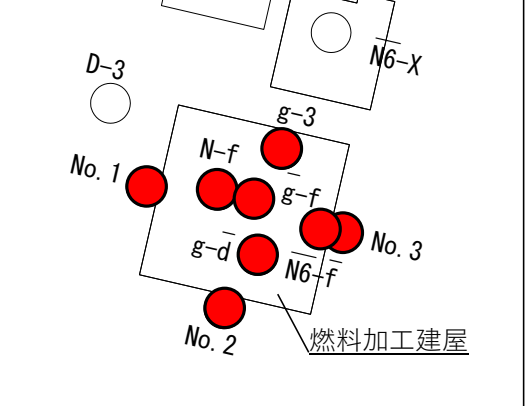
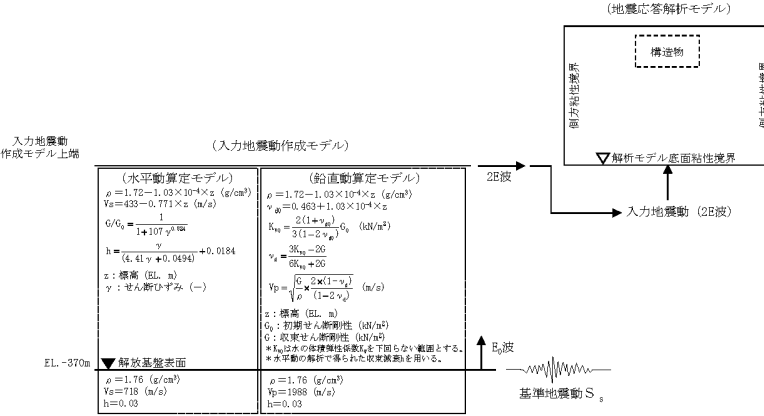
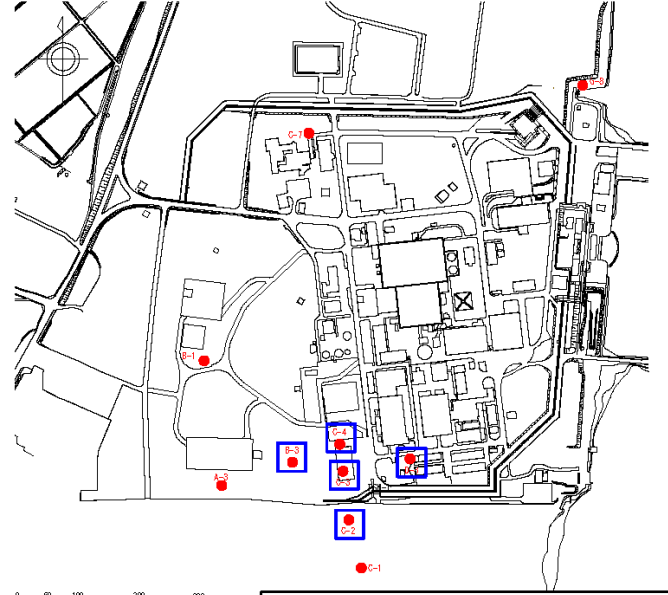


MOX燃料加工施設	発電炉	備考	
添付書類 Ⅲ-1-1	添付書類 Ⅲ-1-1-2	添付書類 V-2-1-3	
<p>【記載箇所：4.1.2 動的地震力に記載している内容】 (中略) 動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。動的解析の方法、設計用減衰定数等については、「Ⅲ-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に、設計用床応答曲線の作成方法については、「Ⅲ-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。</p>	<p>5. 地質断面図 地震応答解析に用いる地質断面図は、評価対象地点近傍のボーリング調査等の結果に基づき、岩盤及び表層地盤の分布を設定し作成する。第5-1図に敷地内地質平面図を示す。</p> <p>代表例として、第5-1図に示す断面位置の地質断面図を第5-2図に示す。</p>  <p style="text-align: right;">第5-1図 敷地内地質平面図</p>	<p>5. 地質断面図 地震応答解析に用いる地質断面図は、評価対象地点近傍のボーリング調査等の結果に基づき、岩盤、堆積物及び埋戻土の分布を設定し作成する。図5-1に敷地内で実施したボーリング調査位置図を示す。</p> <p>代表例として、図5-1に示す断面位置の地質断面図を図5-2に示す。</p>  <p style="text-align: center;">凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉛直ボーリング ● 室内試験試料採取孔 ● 鉛直ボーリング (追加のボーリング及び室内試験試料採取孔を含む) <p style="text-align: center;">図5-1 ボーリング調査位置図</p>	

添付書類 Ⅲ-1-1	MOX燃料加工施設 添付書類 Ⅲ-1-1-2	発電炉 添付書類 V-2-1-3	備考
	<p style="text-align: center;">第5-2図 敷地内地質断面図</p>	<p style="text-align: center;">(1) 原子炉建屋周辺断面 (A-A断面) (2) 原子炉建屋周辺断面 (B-B断面) 図5-2 地質断面図</p>	

MOX燃料加工施設	発電炉	備考																																																																																																					
添付書類 Ⅲ-1-1	添付書類 Ⅲ-1-1-2	添付書類 V-2-1-3																																																																																																					
<p>【記載箇所：4.1.2 動的地震力に記載している内容】 (中略) 入力地震動の設定に用いる地下構造モデルについて、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建屋・構造物の直下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定する。</p>	<p>6. 地盤の速度構造 6.1 入力地震動設定に用いる地下構造モデル 入力地震動の設定に用いる地下構造モデルについては、解放基盤表面(T.M.S.L. -70m)から地震応答解析モデルの基礎底面位置の鷹架層をモデル化するとともに、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建屋・構造物の直下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定する。 なお、地下構造モデルの設定については、繰返し三軸試験による地下構造のひずみ依存特性を解析用地盤物性値として用いる。</p> <p>6.2 地震応答解析に用いる解析モデル 燃料加工建屋の地下構造モデルを第6-1表に、入力地震動算定の概念図を第6-1図に示す。燃料加工建屋は直下及び近傍において複数の速度構造データが得られていることから、それらの速度構造データを用いて解析モデルを設定する。第6-2図に燃料加工建屋に係るPS検層孔の位置図を示す。</p> <p>なお、今回申請対象施設以外の解析モデルについては、当該施設の申請時において示す。</p> <p style="text-align: center;">第6-1表 入力地震動の策定に用いる地下構造モデル (燃料加工建屋)</p> <table border="1" data-bbox="943 1323 1730 1659"> <thead> <tr> <th>標高 T.M.S.L. (m)</th> <th>岩種</th> <th>単位体積重量 γ_t (kN/m³)</th> <th>S波速度 V_s (m/s)</th> <th>P波速度 V_p (m/s)</th> <th>剛性低下率 $G/G_0 \sim \gamma$</th> <th>減衰定数 $h \sim \gamma$</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>▽地表面</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>55.0</td> <td>造成盛土</td> <td>15.7</td> <td>160</td> <td>580</td> <td></td> <td>*1</td> </tr> <tr> <td>46.0</td> <td>六ヶ所層</td> <td>16.5</td> <td>320</td> <td>980</td> <td></td> <td>*2</td> </tr> <tr> <td>35.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>▽基礎底面</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.53</td> <td rowspan="2">軽石凝灰岩</td> <td>15.3</td> <td>660</td> <td>1860</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">*3</td> </tr> <tr> <td>9.0</td> <td>15.6</td> <td>810</td> <td>1920</td> </tr> <tr> <td>-28.0</td> <td>軽石質砂岩</td> <td rowspan="2">18.2</td> <td rowspan="2">1090</td> <td rowspan="2">2260</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">*4</td> </tr> <tr> <td>-49.0</td> <td>細粒砂岩</td> </tr> <tr> <td>▽解放基盤表面</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-70.0</td> <td>細粒砂岩</td> <td>18.2</td> <td>1090</td> <td>2260</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：第3-2図(1)に示す造成盛土のひずみ依存特性を設定する。 *2：第3-2図(2)に示す六ヶ所層のひずみ依存特性を設定する。 *3：第3-1図(2)に示す軽石凝灰岩のひずみ依存特性を設定する。 *4：第3-1図(8)に示す軽石質砂岩のひずみ依存特性を設定する。 *5：第3-1図(6)に示す細粒砂岩のひずみ依存特性を設定する。</p>	標高 T.M.S.L. (m)	岩種	単位体積重量 γ_t (kN/m ³)	S波速度 V_s (m/s)	P波速度 V_p (m/s)	剛性低下率 $G/G_0 \sim \gamma$	減衰定数 $h \sim \gamma$	▽地表面							55.0	造成盛土	15.7	160	580		*1	46.0	六ヶ所層	16.5	320	980		*2	35.0							▽基礎底面							31.53	軽石凝灰岩	15.3	660	1860		*3	9.0	15.6	810	1920	-28.0	軽石質砂岩	18.2	1090	2260		*4	-49.0	細粒砂岩	▽解放基盤表面							-70.0	細粒砂岩	18.2	1090	2260		-	<p>6. 地盤の速度構造 6.1 入力地震動策定に用いる地下構造モデル 入力地震動の設定に用いる地下構造モデルについては、解放基盤表面(EL. -370m)から解析モデル底面位置の久米層をモデル化する。地下構造モデルを表6-1に示す。入力地震動算定の概念図を図6-1に示す。 なお、繰返し三軸試験により、久米層はせん断剛性及び履歴減衰のひずみ依存特性を有していることを確認していることから、久米層のモデル化においては、繰返し三軸試験による久米層のひずみ依存特性を解析用地盤物性値として用いる。</p> <p>6.2 地震応答解析に用いる浅部地盤の解析モデル 地震応答解析に用いる地盤の速度構造モデルとして、図6-2に示す位置で実施したPS検層の結果に基づく地層ごとのせん断波速度V_s及び粗密波速度V_pを表6-2に示す。 表6-2では、PS検層結果を2種類の速度構造モデルとして取り纏めている。表6-2のうち平均値として記載した速度構造モデルは、全応力解析に適用する。</p> <p>また、有効応力解析コード「FLIP」では、平均有効主応力の関数式にて動的変形特性をモデル化する必要がある。よって、表6-2のうち平均有効主応力依存式として記載した速度構造モデルは、有効応力解析に適用することを基本とする。ただし、一部の全応力解析に対しては、平均有効主応力の関数式にてせん断波速度V_sをモデル化する場合がある。</p> <p style="text-align: center;">表6-1 入力地震動の策定に用いる地下構造モデル</p> <table border="1" data-bbox="1804 1291 2472 1801"> <thead> <tr> <th>地層</th> <th>新第三系 (Km層)</th> <th>基盤*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標高</td> <td>解析モデル入力位置 ~ EL. -370 m</td> <td>EL. -370 m以深</td> </tr> <tr> <td>粗密波速度 V_p (m/s)</td> <td>$V_p = V_s \sqrt{\frac{2(1-\nu_d)}{1-2\nu_d}}$</td> <td>1988 (z=-370 m)</td> </tr> <tr> <td>せん断波速度 V_s (m/s)</td> <td>$V_s = 433 - 0.771 \cdot z$ z: 標高 (m)</td> <td>718 (z=-370 m)</td> </tr> <tr> <td>動ポアソン比 ν_d</td> <td>$\nu_d = 0.463 + 1.03 \times 10^{-4} \cdot z$ z: 標高 (m)</td> <td>0.425 (z=-370 m)</td> </tr> <tr> <td>密度 ρ (g/cm³)</td> <td>$\rho = 1.72 - 1.03 \times 10^{-4} \cdot z$ z: 標高 (m)</td> <td>1.76 (z=-370 m)</td> </tr> <tr> <td>せん断剛性のひずみ依存性 $G/G_0 \sim \gamma$</td> <td>$\frac{1}{1+107\gamma^{0.85}}$ γ: せん断ひずみ (-)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>減衰定数 $h \sim \gamma$</td> <td>$\frac{\gamma}{(4.41\gamma + 0.0494)} + 0.0184$ γ: せん断ひずみ (-)</td> <td>0.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *：入力地震動作成モデルにおける解放基盤表面以深の半無限地盤</p>	地層	新第三系 (Km層)	基盤*	標高	解析モデル入力位置 ~ EL. -370 m	EL. -370 m以深	粗密波速度 V_p (m/s)	$V_p = V_s \sqrt{\frac{2(1-\nu_d)}{1-2\nu_d}}$	1988 (z=-370 m)	せん断波速度 V_s (m/s)	$V_s = 433 - 0.771 \cdot z$ z: 標高 (m)	718 (z=-370 m)	動ポアソン比 ν_d	$\nu_d = 0.463 + 1.03 \times 10^{-4} \cdot z$ z: 標高 (m)	0.425 (z=-370 m)	密度 ρ (g/cm ³)	$\rho = 1.72 - 1.03 \times 10^{-4} \cdot z$ z: 標高 (m)	1.76 (z=-370 m)	せん断剛性のひずみ依存性 $G/G_0 \sim \gamma$	$\frac{1}{1+107\gamma^{0.85}}$ γ : せん断ひずみ (-)	-	減衰定数 $h \sim \gamma$	$\frac{\gamma}{(4.41\gamma + 0.0494)} + 0.0184$ γ : せん断ひずみ (-)	0.03	<p>・地下構造モデルの設定の違いによる記載。本内容については、「補足説明資料【耐震建物08】地震応答解析に用いる地盤モデル及び地盤物性値の設定について」に示す。</p> <p>・解析モデルの設定の違いによる記載。</p> <p>・第1回申請対象施設の動的解析において、地震時における地盤の有効応力の変化に応じた影響はない。</p> <p>・解析モデルの設定の違いによる記載。</p>
標高 T.M.S.L. (m)	岩種	単位体積重量 γ_t (kN/m ³)	S波速度 V_s (m/s)	P波速度 V_p (m/s)	剛性低下率 $G/G_0 \sim \gamma$	減衰定数 $h \sim \gamma$																																																																																																	
▽地表面																																																																																																							
55.0	造成盛土	15.7	160	580		*1																																																																																																	
46.0	六ヶ所層	16.5	320	980		*2																																																																																																	
35.0																																																																																																							
▽基礎底面																																																																																																							
31.53	軽石凝灰岩	15.3	660	1860		*3																																																																																																	
9.0		15.6	810	1920																																																																																																			
-28.0	軽石質砂岩	18.2	1090	2260		*4																																																																																																	
-49.0	細粒砂岩																																																																																																						
▽解放基盤表面																																																																																																							
-70.0	細粒砂岩	18.2	1090	2260		-																																																																																																	
地層	新第三系 (Km層)	基盤*																																																																																																					
標高	解析モデル入力位置 ~ EL. -370 m	EL. -370 m以深																																																																																																					
粗密波速度 V_p (m/s)	$V_p = V_s \sqrt{\frac{2(1-\nu_d)}{1-2\nu_d}}$	1988 (z=-370 m)																																																																																																					
せん断波速度 V_s (m/s)	$V_s = 433 - 0.771 \cdot z$ z: 標高 (m)	718 (z=-370 m)																																																																																																					
動ポアソン比 ν_d	$\nu_d = 0.463 + 1.03 \times 10^{-4} \cdot z$ z: 標高 (m)	0.425 (z=-370 m)																																																																																																					
密度 ρ (g/cm ³)	$\rho = 1.72 - 1.03 \times 10^{-4} \cdot z$ z: 標高 (m)	1.76 (z=-370 m)																																																																																																					
せん断剛性のひずみ依存性 $G/G_0 \sim \gamma$	$\frac{1}{1+107\gamma^{0.85}}$ γ : せん断ひずみ (-)	-																																																																																																					
減衰定数 $h \sim \gamma$	$\frac{\gamma}{(4.41\gamma + 0.0494)} + 0.0184$ γ : せん断ひずみ (-)	0.03																																																																																																					

MOX燃料加工施設	発電炉	備考
添付書類 Ⅲ-1-1	添付書類 Ⅲ-1-1-2	添付書類 V-2-1-3
	 <p>第6-1図 入力地震動算定の概念図 (燃料加工建屋)</p>  <p>● : 地盤モデルの作成に用いるPS検層孔</p> <p>第 6-2 図 燃料加工建屋の地盤モデル作成に用いる PS 検層孔位置図</p>	 <p>図 6-1 入力地震動算定の概念図</p>  <p>● : PS 検層実施位置 □ : EL-400m 孔 (6m 層の PS 検層実施位置)</p> <p>図 6-2 PS 検層実施位置図</p>
		<p>・解析モデルの設定の違いによる記載。</p> <p>・解析モデルの設定及びプラント固有の違いによる記載。</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
添付書類 Ⅲ-1-1	添付書類 Ⅲ-1-1-2	添付書類 V-2-1-3	
		<p><u>7. 地盤の液状化強度特性の代表性、網羅性及び保守性</u> 本章では、「3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値」及び「3.2.2 強制的に液状化させることを仮定した有効応力解析に用いる解析用物性値」に記載した地盤の液状化強度特性の代表性、網羅性及び保守性についての確認結果を記載する。</p> <p><u>7.1 液状化強度試験箇所の代表性及び網羅性</u> 「3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値」は設置変更許可段階での液状化強度試験結果に基づき設定されているが、工事計画認可申請段階においては、液状化検討対象層の分布状況を踏まえた平面及び深度方向のデータ拡充を目的とするとともに、液状化強度試験箇所のN値と細粒分含有率Fcを用いて道路橋示方書に基づき算定される液状化強度比RLを指標とした保守的な試験箇所の選定による液状化強度試験結果の代表性向上を目的とし、追加液状化強度試験を実施した。設置変更許可段階及び追加液状化強度試験箇所の平面配置を図7-1に示す。 これらの液状化強度試験箇所の代表性及び網羅性については、上記の液状化強度比RLの平均値と、敷地内調査孔（敷地で取得した全データ）のN値と細粒分含有率Fcを用いて算定される液状化強度比RLの平均値を比較することにより確認する。 液状化強度試験箇所の代表性及び網羅性の確認結果の例として、du層とAs層における液状化強度比RLの比較結果を図7-2に示す。液状化強度試験箇所の液状化強度比RLの平均値が敷地内調査孔の液状化強度比RLの平均値よりも小さいことから、液状化強度試験箇所の代表性及び網羅性を確認した。</p> <p><u>7.2 地盤の液状化強度特性における代表性及び保守性</u> 「3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値」に記載した地盤の液状化強度特性に対し、追加液状化強度試験結果との比較等を行うことでその代表性を確認する。また、「3.2.2 強制的に液状化させることを仮定した有効応力解析に用いる解析用物性値」に記載した敷地に存在しない豊浦標準砂の液状化強度特性と、これら原地盤の液状化強度試験結果を比較することでその保守性を確認する。 地盤の液状化強度特性における代表性及び保守性の確認結果の例として、du層とAs層の液状化強度特性の比較結果を図7-3に示す。 追加液状化強度試験結果が「3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値」に記載した地盤の液状化強度特性を上回っていること、及び要素シミュレーション結果であるFLIP 原地盤の解析用液状化強度特性（設置変更許可申請段階、-1σ）がおおむね液状化強度試験結果の下限を通過していることから、地盤の液状化強度特性における代表性を確認した。 さらに、「3.2.2 強制的に液状化させることを仮定した有効応力解析に用いる解析用物性値」に記載した敷地に存在しない豊浦標準砂の液状化強度特性が全ての液状化強度試験結果よりも十分小さいことを確認することで、地盤の液状化強度特性における保守性を確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> MOX 燃料加工施設では、敷地全体のデータと液状化強度試験に用いたデータを比較し、液状化しやすいデータを用いていることで代表性及び網羅性があることを確認している。確認結果については、他サイトの審査実績も鑑みて、補足説明資料（地盤の支持性能について）において説明する。 なお、MOX 燃料加工施設では、有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する方針であり、地盤を強制的に液状化させることを仮定した影響は考慮しないため、記載しない。

別紙4－3

重要度分類及び重大事故等対処施設 の設備分類の基本方針

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
添付書類III-1-1	添付書類III-1-1-3	添付書類V-2-1-4
	<p>III-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. <u>安全機能を有する施設の重要度分類</u> <ol style="list-style-type: none"> 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.2 クラス別施設 2.3 耐震重要度分類上の留意事項 2.4. MOX 燃料加工施設の区分 3. <u>安全機能を有する施設の重要度分類の取合点</u> 4. <u>重大事故等対処施設の設備分類</u> <ol style="list-style-type: none"> 4.1 耐震設計上の設備分類 4.2 設備分類上の留意事項 4.3 重大事故等対処施設の区分 4.4 重大事故等対処施設の設備分類の取合点 	<p>V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. <u>設計基準対象施設の重要度分類</u> <ol style="list-style-type: none"> 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.2 <u>発電用原子炉施設の区分</u> 3. <u>設計基準対象施設の重要度分類の取合点</u> 4. <u>重大事故等対処施設の設備の分類</u> <ol style="list-style-type: none"> 4.1 耐震設計上の設備の分類 4.2 重大事故等対処施設の区分 5. <u>重大事故等対処施設の設備分類の取合点</u> <p>・ 事業変更許可申請書に基づき MOX 燃料加工施設における各クラスに分類する施設及び耐震重要度分類上の留意事項を記載した。</p> <p>・ 事業変更許可申請書に基づき、設備分類上の留意事項を記載した。</p>

MOX燃料加工施設		発電炉	備考
添付書類Ⅲ-1-1	添付書類Ⅲ-1-1-3	添付書類V-2-1-4	
<p>3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を以下のとおり分類する。下記に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を「Ⅲ-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2.4-1表に、申請設備の耐震重要度分類について同添付書類の第2.4-2表に示す。</p> <p>(1) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって、環境への影響が大きいもの。</p> <p>a. MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設 b. 上記a.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器 c. 上記a.及びb.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</p>	<p>1. 概要 本資料は、「Ⅲ-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「3. 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類」に基づきMOX燃料加工施設の耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類について基本方針について説明するものである。</p> <p>2. 安全機能を有する施設の重要度分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。</p> <p>(1) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって、環境への影響が大きいもの。</p> <p>a. MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設 b. 上記a.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器 c. 上記a.及びb.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</p>	<p>1. 概要 本資料は、添付書類「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」のうち「3. 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類」に基づき設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分についての基本方針について説明するものである。</p> <p>2. 設計基準対象施設の重要度分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。</p> <p>(1) Sクラスの施設 地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。</p> <p>a. 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 b. 使用済燃料を貯蔵するための施設 c. 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 d. 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 e. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 f. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 g. 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 h. <u>津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）</u> i. <u>敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）</u></p>	<p>・ 事業変更許可申請書において、敷地に到達する津波はないことを記載しているため、当該事項に係る内容は記載していない。</p> <p>・ 事業変更許可申請書において、敷地に到達する津波はないことを記載しているため、当該事項に係る内容は記載していない。</p>

【Ⅲ-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(3/99)

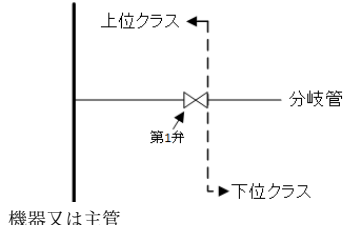
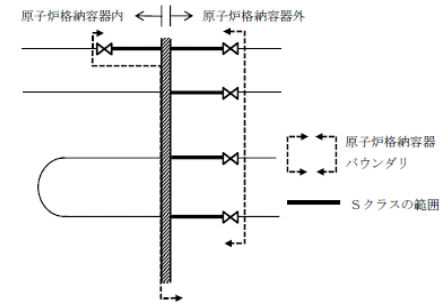
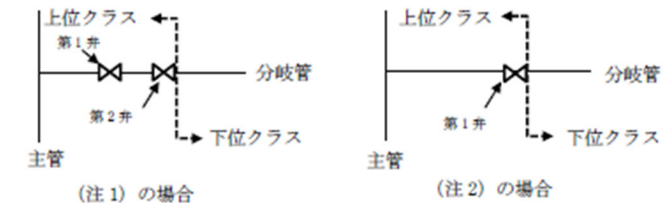
MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
添付書類Ⅲ-1-1	添付書類Ⅲ-1-1-3	添付書類Ⅴ-2-1-4	
<p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>a. 核燃料物質を取り扱う設備・機器又は MOX を非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>b. 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>a. 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOX を非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>b. 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。</p> <p>a. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 b. 放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分に小さいものは除く。)</p> <p>c. 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設 d. 使用済燃料を冷却するための施設 e. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p>	

MOX燃料加工施設	発電炉	備考
添付書類III-1-1	添付書類III-1-1-3	添付書類V-2-1-4
<p>3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類</p> <p>(1) Sクラスの施設</p> <p>自ら放射性物質を内蔵している施設,当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設,放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって,環境への影響が大きいもの。</p> <p>a. MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって,その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設</p> <p>b. 上記a.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器</p> <p>c. 上記a.及びb.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</p>	<p>2.2 クラス別施設</p> <p><u>耐震設計上の重要度分類によるクラス別施設を以下に示す。</u></p> <p>(1) Sクラスの施設</p> <p>a. <u>MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって,その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設</u></p> <p>(a) <u>粉末調整工程のグローブボックス</u></p> <p>(b) <u>ペレット加工工程のグローブボックス(排ガス処理装置グローブボックス(下部),ペレット立会検査装置グローブボックス及び一部のペレット保管容器搬送装置を収納するグローブボックスを除く。)</u></p> <p>(c) <u>焼結設備のうち,以下の設備・機器</u></p> <p>イ. <u>焼結炉(焼結炉内部温度高による過加熱防止回路を含む。)</u></p> <p>ロ. <u>排ガス処理装置</u></p> <p>(d) <u>貯蔵施設のグローブボックス</u></p> <p>(e) <u>小規模試験設備のグローブボックス</u></p> <p>(f) <u>小規模試験設備のうち,以下の設備・機器</u></p> <p>イ. <u>小規模焼結処理装置(小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を含む。)</u></p> <p>ロ. <u>小規模焼結炉排ガス処理装置</u></p> <p>b. <u>上記a.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器</u></p> <p>(a) <u>グローブボックス排気設備のうち,以下の設備・機器</u></p> <p>イ. <u>安全上重要な施設のグローブボックスからグローブボックス排風機までの範囲及び安全上重要な施設のグローブボックスの給気側のうち,グローブボックスの閉じ込め機能維持に必要な範囲</u></p> <p><u>また,SクラスとBクラス以下のダクトの取合いは,手動ダンパ又は弁の設置によりBクラス以下の排気設備の破損によってSクラスの排気設備に影響を与えないように設計する。</u></p> <p>ロ. <u>グローブボックス排気フィルタ(安全上重要な施設のグローブボックスに付随するもの。)</u></p> <p>ハ. <u>グローブボックス排気フィルタユニット</u></p> <p>ニ. <u>グローブボックス排風機(排気機能の維持に必要な回路を含む。)</u></p> <p>(b) <u>工程室排気設備のうち,以下の設備・機器</u></p> <p>イ. <u>安全上重要な施設のグローブボックス等を設置する工程室から工程室排気フィルタユニットまでの範囲</u></p> <p><u>また,SクラスとBクラス以下のダクトの取合いは,手動ダンパの設置によりBクラス以下の排気設備の破損によってSクラスの排気設備に影響を与えないように設計する。</u></p> <p>ロ. <u>工程室排気フィルタユニット</u></p> <p>c. <u>上記a.及びb.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</u></p> <p>(a) <u>非常用所内電源設備のうち,以下の設備・機器</u></p> <p>イ. <u>非常用発電機(発電機能を維持するために必要な範囲)</u></p> <p>ロ. <u>燃料油貯蔵タンク</u></p> <p>ハ. <u>非常用直流電源設備</u></p> <p>ニ. <u>非常用無停電電源装置</u></p> <p>ホ. <u>高圧母線及び低圧母線</u></p>	<p>・事業変更許可申請書に基づきMOX燃料加工施設におけるSクラスに分類する施設を記載した。</p>

MOX燃料加工施設	発電炉	備考
添付書類III-1-1	添付書類III-1-1-3	添付書類V-2-1-4
<p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>a. 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>b. 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>d. <u>その他の施設</u></p> <p>(a) <u>火災防護設備のうち、以下の設備・機器</u></p> <p>イ. <u>グローブボックス温度監視装置</u></p> <p>ロ. <u>グローブボックス消火装置(安全上重要な施設のグローブボックスの消火に関する範囲)</u></p> <p>ハ. <u>延焼防止ダンパ(安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの。)</u></p> <p>ニ. <u>ピストンダンパ(安全上重要な施設のグローブボックスの給気系に設置するもの。)</u></p> <p>(b) <u>水素・アルゴン混合ガス設備の混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁(焼結炉系、小規模焼結処理系)</u></p> <p>(2) <u>Bクラスの施設</u></p> <p>a. <u>核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</u></p> <p>(a) <u>MOXを取り扱う設備・機器(ただし、放射性物質の環境への放散のおそれのない装置類又は内蔵量の非常に小さい装置類を除く。)</u></p> <p>(b) <u>原料ウラン粉末を貯蔵するウラン貯蔵棚</u></p> <p>(c) <u>Sクラスのグローブボックス以外のグローブボックス(ただし、選別・保管設備及び燃料棒加工工程の一部のグローブボックスを除く。)</u></p> <p>b. <u>放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</u></p> <p>(a) <u>グローブボックス排気設備のうち、Bクラスのグローブボックス等からSクラスのグローブボックス排気設備に接続するまでの範囲及びBクラスのグローブボックスの給気側のうち、フィルタまでの範囲</u></p> <p>(b) <u>窒素循環設備のうち、以下の設備・機器</u></p> <p>イ. <u>窒素循環ダクトのうち、窒素雰囲気型グローブボックス(窒素循環型)を循環する経路</u></p> <p>ロ. <u>窒素循環ファン</u></p> <p>ハ. <u>窒素循環冷却機</u></p> <p>c. <u>その他の施設</u></p> <p>(a) <u>燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の主要なコンクリート遮蔽</u></p> <p>(3) <u>Cクラスの施設</u></p> <p><u>上記Sクラス及びBクラスに属さない施設</u></p>	<p>・ 事業変更許可申請書に基づきMOX燃料加工施設におけるSクラスに分類する施設を記載した。</p> <p>・ 事業変更許可申請書に基づきMOX燃料加工施設におけるBクラスに分類する施設を記載した。</p> <p>・ 事業変更許可申請書に基づきMOX燃料加工施設におけるCクラスに分類する施設を記載した。</p>

MOX燃料加工施設	発電炉	備考
添付書類Ⅲ-1-1	添付書類Ⅲ-1-1-3	添付書類Ⅴ-2-1-4
<p>3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を以下のとおり分類する。下記に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を「Ⅲ-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2.4-1表に、申請設備の耐震重要度分類について同添付書類の第2.4-2表に示す。</p> <p>(1) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって、環境への影響が大きいもの。</p> <p>a. MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設</p> <p>b. 上記a.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器</p> <p>c. 上記a.及びb.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</p> <p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>a. 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>b. 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>2.3 耐震重要度分類上の留意事項</p> <p>(1) <u>MOX燃料加工施設の安全機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割をもつもの及び支持構造物等の間接的な施設を含めて健全性を保持する観点で、これらを主要設備等、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を検討すべき設備に区分する。</u> <u>安全上要求される同一の機能上の分類に属する主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び波及的影響の評価については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障がないことを確認する。</u></p> <p>(2) <u>燃料加工建屋の耐震設計について、弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性範囲に留まるとともに、基準地震動S_sによる地震力に対して構造物全体として変形能力について十分な余裕を有するように設計する。</u></p> <p>(3) <u>一時保管ピット、原料MOX粉末缶一時保管装置、粉末一時保管装置、ペレット一時保管棚、スクラップ貯蔵棚、製品ペレット貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵チャンネルは、核燃料物質を取り扱うという観点からBクラスとする。また、容器等が相互に影響を与えないようにするために、基準地震動S_sによる地震力に対して過度な変形等が生じないよう十分な構造強度を持たせる設計とする。</u></p> <p>(4) <u>上位の分類に属する設備と下位の分類に属する設備間で液体状の放射性物質を移送するための配管及びサンプリング配管のうち、明らかに取扱量が少ない配管は、設備のバウンダリを構成している範囲を除き、下位の分類とする。</u></p> <p>(5) <u>安全上重要な施設として選定する構築物は、Sクラスとする。</u> <u>具体的には、原料受払室、原料受払室前室、粉末調整第1室、粉末調整第2室、粉末調整第3室、粉末調整第4室、粉末調整第5室、粉末調整第6室、粉末調整第7室、粉末調整室前室、粉末一時保管室、点検第1室、点検第2室、ペレット加工第1室、ペレット加工第2室、ペレット加工第3室、ペレット加工第4室、ペレット加工室前室、ペレット一時保管室、ペレット・スクラップ貯蔵室、点検第3室、点検第4室、現場監視第1室、現場監視第2室、スクラップ処理室、スクラップ処理室前室及び分析第3室で構成する区域の境界の壁及び床(以下「重要区域の壁及び床」という。)をSクラスとする。</u></p> <p>(6) <u>貯蔵施設を取り囲む壁、天井及びこれらと接続している柱、梁並びに地上1階以上の外壁は、遮蔽機能を有するためBクラスとする。</u></p> <p>(7) <u>工程室の耐震壁の開口部周辺が、弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、弾性範囲を超える場合であっても、排気設備との組合せで、閉じ込め機能を確保できることからこれを許容する。</u></p> <p>(8) <u>貯蔵容器搬送用洞道の主要なコンクリート遮蔽は、Bクラスとする。</u></p> <p>(9) <u>溢水防護設備は、地震及び地震を起因として発生する溢水によって安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設内部で想定される溢水に対して、閉じ込め機能、臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備の安全機能が損なわれない設計とする。</u></p> <p>(10) <u>窒素循環設備のうち、Sクラスのグローブボックスを循環する経路については、基準地震動S_sによる地震力に対してその機能を保持する設計とする。</u></p>	<p>・ 事業変更許可申請書に基づき、耐震重要度分類上の留意事項を記載した。</p> <p>・ 燃料加工建屋について、安全性向上の観点から建屋全体における弾性設計用地震動S_dに対する設計を行うものであり、評価方法及び評価結果は「Ⅲ-2-1-1-1-1-2 燃料加工建屋の耐震計算書」に示す。評価対象部位は燃料加工建屋の上部構造とし、弾性設計用地震動S_dに対して各階の耐震壁のせん断ひずみ度がおおむね弾性範囲内に留まることを確認することにより、建屋全体がおおむね弾性範囲内に留まることを確認する。</p>

MOX燃料加工施設	発電炉	備考
添付書類Ⅲ-1-1	添付書類Ⅲ-1-1-3	添付書類Ⅴ-2-1-4
	<p>2.4 MOX燃料加工施設の区分</p> <p>2.4.1 区分の概要 当該施設に課せられる機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割を持つもの、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを主要設備等、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</p> <p>2.4.2 各区分の定義 各区分の設備は次のものをいう。 (1) 主要設備等とは、当該機能に直接的に関連する設備及び構築物をいう。 (2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備等の補助的役割を持つ設備をいう。 (3) 直接支持構造物とは、主要設備等、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。 (5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、「Ⅲ-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。</p> <p>2.4.3 間接支持機能及び波及的影響 同一系統設備に属する主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については、同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障ないことを確認するものとする。</p> <p>安全機能を有する施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設を第2.4-1表に、安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表を第2.4-2表に示す。</p> <p>同表には、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動(以下「検討用地震動」という。)を併記する。</p>	<p>2.2 発電用原子炉施設の区分</p> <p>2.2.1 区分の概要 当該施設に課せられる機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割を持つもの、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを主要設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</p> <p>2.2.2 各区分の定義 各区分の設備は次のものをいう。 (1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物・車両)をいう。 (5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設のうち、その破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、添付書類「Ⅴ-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」に示す。</p> <p>2.2.3 間接支持機能及び波及的影響 同一系統設備に属する主要設備、補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障ないことを確認するものとする。</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設を表2-1に、設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類を表2-2に示す。</p> <p>同表には、当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動(以下「検討用地震動」という。)を併記する。</p> <p>・ MOX燃料加工施設における主要設備等には、構築物を含めるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 ・ MOX燃料加工施設においては安全機能を有する施設として車両を有していないため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

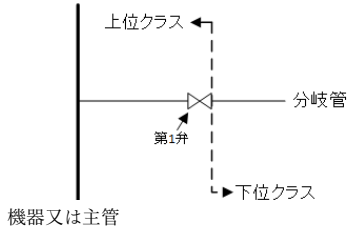
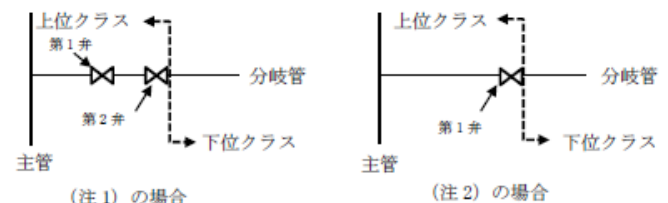
MOX燃料加工施設	発電炉	備考
添付書類III-1-1	添付書類III-1-1-3	添付書類V-2-1-4
	<p>3. 安全機能を有する施設の重要度分類の取合点</p> <p>機器とそれに接続する配管系又は配管系中で重要度分類が異なる場合の取合点は、原則として、機器から見て第1弁又は上位クラス側の第1弁とする。取合点となる第1弁は、第3-1図に示すように上位の重要度分類に属するものとする。</p>  <p>第3-1図 重要度分類の取合点</p>	<p>3. 設計基準対象施設の重要度分類の取合点</p> <p>設計基準対象施設の重要度分類の取合点は、以下の通りとする。</p> <p>(1) 機器とそれに接続する配管系との重要度分類が異なる場合の取合点は、原則として、機器から見て第1弁とする。取合点となる第1弁は、上位の重要度分類に属するものとする。</p> <p>(2) 原子炉格納容器バウンダリは、バウンダリを構成する弁までをSクラスとする(図3-1参照)。</p>  <p>図3-1 原子炉格納容器バウンダリとSクラスの範囲</p> <p>(3) 配管系中で重要度が異なる場合の取合点は、<u>原子炉冷却材圧力バウンダリ</u>周りで第2隔離弁までがバウンダリの場合は第2弁(注1)、<u>その他は上位クラスから見て第1弁(注2)</u>とする。取合点となる弁は、図3-2に示すように上位の重要度分類に属するものとする。</p>  <p>図3-2 配管系中の取合点</p> <p>・ 発電炉固有の設計上の考慮であり、MOX燃料加工施設においては修正方針(2)で記載の内容に対応しているため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>・ JEAG4601-1984において、耐震重要度分類は、通常時閉あるいは隔離可能な弁を設置することで上位クラスと下位クラスの境界とすることとされている。発電炉における原子炉冷却材圧力バウンダリ(以下「RCPB」という。)については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」及び「実用発電原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第十七条の解釈にて示されており、通常時閉かつ事故時閉のラインの隔離弁以外は第2隔離弁までと定義されている。また、RCPBの耐震</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
添付書類Ⅲ-1-1	添付書類Ⅲ-1-1-3	添付書類V-2-1-4	
			<p>重要度分類がSクラスと定義されていることから第2隔離弁を含む場合を上位クラスとして記載している。また、その他は上位クラスから見て第1弁としている。</p> <p>一方、MOX 燃料加工施設においては「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の解釈における定義に該当する設備はなく、MOX 燃料加工施設の弁は発電炉における「その他は上位クラスから見て第1弁」に該当することから、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX燃料加工施設	発電炉	備考
添付書類Ⅲ-1-1	添付書類Ⅲ-1-1-3	添付書類V-2-1-4
<p>3.2 重大事故等対処施設の設備分類 重大事故等対処施設の設備について、耐震設計上の分類を各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえ、以下のとおりに分類する。下記の分類に基づき耐震評価を行う申請設備の設備分類について「Ⅲ-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2.4-1表に示す。</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって、上記a. 以外のもの</p>	<p>4. 重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>4.1 耐震設計上の設備分類 重大事故等対処施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備 <u>重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故(「重大事故等」という。)が発生した場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。</u></p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 <u>常設重大事故等対処設備であって、上記a. 以外のもの。</u></p> <p>4.2 設備分類上の留意事項 設備分類上の留意事項を示す。</p> <p>(1) <u>重大事故等対処設備の設計においては、重大事故等対処施設が代替する機能を有する安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力を適用するが、適用に当たっては以下を考慮する。</u></p> <p>a. <u>常設耐震重要重大事故等対処設備については、耐震重要施設に属する安全機能を有する施設の安全機能を代替する設備であることから、耐震重要施設の耐震設計に適用する基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。</u></p> <p>b. <u>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備については、代替する安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。</u> <u>具体的には、代替する安全機能を有する施設の耐震重要度がBクラス又はCクラスの施設については、それぞれの重要度に応じた地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。</u></p>	<p>4. 重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p>4.1 耐震設計上の設備の分類 重大事故等対処施設について、耐震設計上の区分を設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能を踏まえて、以下の通りに分類する。</p> <p>(1) <u>基準地震動S_sによる地震力に対して重大事故等時に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないように設計するもの</u></p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設重大事故緩和設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>(2) <u>静的地震力又は弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものによる地震力に対して十分に耐えるよう設計するもの</u></p> <p>a. <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</u> <u>常設重大事故防止設備であって、耐震Bクラス又はCクラスに属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</u></p> <p>・事業変更許可申請書に合わせた記載とした。</p> <p>・MOX燃料加工施設には、常設重大事故緩和設備の分類がないため記載しない。</p> <p>・事業変更許可申請書に基づき、設備分類上の留意事項を記載した。</p>

【Ⅲ-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(11/99)

MOX燃料加工施設	発電炉	備考
添付書類Ⅲ-1-1	添付書類Ⅲ-1-1-3	添付書類Ⅴ-2-1-4
	<p>4.3 重大事故等対処施設の区分</p> <p>4.3.1 区分の概要 当該施設に課せられる機能は、その機能に関連するもののほか、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</p> <p>4.3.2 各区分の定義 各区分の設備とは次のものをいう。 (1) 設備とは、重大事故等時に対処するために必要な機能を有する設備で、重大事故等時に当該機能に直接的に関連する設備及び間接的に関連する設備をいう。 (2) 直接支持構造物とは、設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物・車両）をいう。 (4) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設の破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、「Ⅲ-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。</p> <p>4.3.3 間接支持機能及び波及的影響 設備の直接支持構造物については設備と同一の設備分類とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障のないことを確認するものとする。</p> <p>重大事故等対処施設の耐震設計上の設備分類を第4.3.3-1表に、重大事故等対処施設の申請設備の設備分類を第4.3.3-2表に示す。また、同表には、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する検討用地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する検討用地震動を併記する。</p>	<p>4.2 重大事故等対処施設の区分</p> <p>4.2.1 区分の概要 当該施設に課せられる機能は、その機能に関連するもののほか、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</p> <p>4.2.2 各区分の定義 各区分の設備とは次のものをいう。 (1) 設備とは、重大事故等時に対処するために必要な機能を有する設備で、重大事故等時に当該機能に直接的に関連する設備及び間接的に関連する設備をいう。 (2) 直接支持構造物とは、設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物・車両）をいう。 (4) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設の破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、添付書類「Ⅴ-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」に示す。</p> <p>4.2.3 間接支持機能及び波及的影響 設備の直接支持構造物については設備と同一の設備分類とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障のないことを確認するものとする。</p> <p>重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設を表4-1に、重大事故等対処施設の申請設備の設備分類を表4-2に示す。また、同表には、当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動（以下「検討用地震動」という。）を併記する。</p>

MOX燃料加工施設	発電炉	備考	
添付書類Ⅲ-1-1	添付書類Ⅲ-1-1-3	添付書類Ⅴ-2-1-4	
	<p>4.4 重大事故等対処施設の設備分類の取合点</p> <p>機器とそれに接続する配管系又は配管系中で、上位クラス施設と下位クラス施設の取合点は、原則として、機器から見て第1弁又は上位クラス側の第1弁とする。取合点となる第1弁は、第4.4-1図に示すように上位クラス施設に属するものとする。</p> <p>ここで上位クラス施設とは、耐震重要施設及び重大事故等対処設備が設置されている重大事故等対処施設をいい、下位クラス施設とは、上位クラスの施設以外のMOX燃料加工施設内にある施設（資機材等を含む。）をいう。</p>  <p>第4.4-1図 設備分類の取合点</p>	<p>5. 重大事故等対処施設の設備分類の取合点</p> <p>重大事故等対処施設の設備分類の取合点は、以下の通りとする。</p> <p>(1) 機器とそれに接続する配管系との、上位クラス施設と下位クラス施設の取合点は、原則として、機器から見て第1弁とする。取合点となる第1弁は、上位クラス施設に属するものとする。</p> <p>(2) 配管系中の上位クラス施設と下位クラス、<u>施設の取合点は、原子炉冷却材圧力バウンダリ周りで第2隔離弁までがバウンダリの場合は第2弁（注1）、その他は上位クラスから見て第1弁（注2）とする。取合点となる弁は、図5-1に示すように上位クラス施設に属するものとする。</u></p> <p>ここで上位クラス施設とは、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置されている重大事故等対処施設をいい、下位クラス施設とは、上位クラスの施設以外の発電所内にある施設（資機材等を含む。）をいう。</p>  <p>図5-1 配管系中の取合点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電炉固有の機能要求であり、MOX燃料加工施設には類似する機能要求がないため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 ・ MOX燃料加工施設には、常設重大事故緩和設備の分類がないため記載しない。

MOX燃料加工施設		発電炉		備考								
添付書類III-1-1		添付書類III-1-1-3		添付書類V-2-1-4								
<p>耐震クラス</p> <p>B</p>	<p>クラス別施設</p> <p>1) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を取替するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少くないか又は取替方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p>	<p>主要設備等^(#1)</p> <p>施設名</p> <p>適用範囲</p> <p>耐震クラス</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>		<p>補修設備^(#2)</p> <p>適用範囲</p> <p>耐震クラス</p> <p>B</p>		<p>直接支持構造物^(#3)</p> <p>適用範囲</p> <p>耐震クラス</p> <p>B</p>		<p>間接支持構造物^(#4)</p> <p>適用範囲</p> <p>耐震クラス</p> <p>S_B</p>		<p>波及影響を考慮すべき設備^(#5)</p> <p>適用範囲</p> <p>耐震クラス</p> <p>S_B</p>		<p>検出用地震動^(#6)</p>
		<p>施設名</p> <p>適用範囲</p> <p>耐震クラス</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>		<p>補修設備^(#2)</p> <p>適用範囲</p> <p>耐震クラス</p> <p>B</p>		<p>直接支持構造物^(#3)</p> <p>適用範囲</p> <p>耐震クラス</p> <p>B</p>		<p>間接支持構造物^(#4)</p> <p>適用範囲</p> <p>耐震クラス</p> <p>S_B</p>		<p>波及影響を考慮すべき設備^(#5)</p> <p>適用範囲</p> <p>耐震クラス</p> <p>S_B</p>		<p>検出用地震動^(#6)</p>
<p>機能別分類</p> <p>(v) 放射線物質の放出を伴うような場合に、その外殻破損を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>(i) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びFBクラスに属さない施設</p> <p>(ii) 放射線物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びFBクラスに属さない施設</p>		<p>主要設備^(#1)</p> <p>適用範囲</p> <p>耐震クラス</p> <p>-</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>		<p>補助設備^(#2)</p> <p>適用範囲</p> <p>耐震クラス</p> <p>-</p> <p>-</p>		<p>直接支持構造物^(#3)</p> <p>適用範囲</p> <p>耐震クラス</p> <p>-</p> <p>C</p> <p>C</p>		<p>間接支持構造物^(#4)</p> <p>適用範囲</p> <p>耐震クラス</p> <p>-</p> <p>C</p> <p>C</p>		<p>検出用地震動^(#6)</p> <p>-</p> <p>S_c</p> <p>S_c</p> <p>S_c</p> <p>S_c</p> <p>S_c</p> <p>S_c</p>		
<p>備考</p> <p>表の構成は発電炉と同等としており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。</p>												

MOX燃料加工施設		発電炉		備考							
添付書類III-1-1		添付書類III-1-1-3		添付書類V-2-1-4							
<p>第2.4-1表 クラス別施設(10/14)</p>	<p>クラス別施設</p> <p>1) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を取扱うグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その取扱いによる公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少量なやか又は収納方式によりその取扱いによる公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)(つづき)</p>	<p>施設名</p> <p>貯蔵施設</p>	<p>主要設備等*</p> <p>適当範囲</p> <p>スクラップ貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 スクラップ保管容器入出庫装置 スクラップ保管容器受渡装置 製品ベレット貯蔵設備 製品ベレット貯蔵棚 ベレット保管容器入出庫装置 ベレット保管容器受渡装置 燃料貯蔵設備 燃料貯蔵棚 貯蔵マガジン入出庫装置 燃料集合貯蔵設備 燃料集合貯蔵チェンネル 分析設備のグローブボックス 安注設備グローブボックス 分析機器グローブボックス 分析設備 分析設備受渡装置</p>	<p>耐震クラス</p> <p>B</p>	<p>補助設備</p> <p>耐震クラス</p>	<p>直接支持構造物¹⁾</p> <p>適用範囲</p> <p>設備・機器の支持構造物</p> <p>耐震クラス</p> <p>B</p>	<p>間接支持構造物²⁾</p> <p>適用範囲</p> <p>燃料加工 建屋</p> <p>耐震クラス</p> <p>S₃</p>	<p>被ばく影響を考慮すべき設備³⁾</p> <p>適用範囲</p> <p>燃料加工 建屋</p> <p>耐震クラス</p> <p>S₃</p>	<p>検査用 地震動⁴⁾</p> <p>適用範囲</p> <p>燃料加工 建屋</p> <p>耐震クラス</p> <p>S₃</p>	<p>検査用 地震動⁴⁾</p> <p>適用範囲</p> <p>燃料加工 建屋</p> <p>耐震クラス</p> <p>S₃</p>	<p>備考</p> <p>表の構成は発電炉と同等としており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX燃料加工施設		発電炉		備考
添付書類Ⅲ-1-1		添付書類Ⅲ-1-1-3		添付書類Ⅴ-2-1-4
第2.4-1表 クラス別施設(11/14)				
耐震クラス	B	施設名	放射線廃棄物の廃棄施設	
クラス別施設	2) 放射性物質の外部への放射を抑制するための設備・機器であつてSクラス以外の設備・機器	主要設備等*	適用範囲 グローブボックス排気設備 グローブボックスからSクラスのグローブボックス排気設備に接続するまでの範囲及びBクラスのグローブボックスの給気側のうち、フィルタまでの範囲 窒素循環設備** 窒素循環ダクトのうち、窒素使用型グローブボックス(窒素循環型)を循環する経路 窒素循環ファン 窒素循環冷却機	
	耐震クラス	補助設備**	耐震クラス	
		適用範囲		
		直接支持構造物*	耐震クラス	
		適用範囲	設備・機器の支持構造物	
		間接支持構造物**	耐震クラス	
		適用範囲	燃料加工建屋	
		検出用地震計**	検出用地震計	S ₃
		波及影響を考慮すべき設備**	適用範囲	
			検出用地震計	

・表の構成は発電炉と同等としており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

【Ⅲ-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(27/99)

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
添付書類Ⅲ-1-1	添付書類Ⅲ-1-1-3	添付書類Ⅴ-2-1-4	
	<p>注記</p> <ul style="list-style-type: none"> *1: 主要設備等とは、当該機能に直接的に関連する設備・機器及び構築物をいう。 *2: 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割をもつ設備をいう。 *3: 直接支持構造物とは、主要設備等、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 *4: 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。 *5: 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の主要なコンクリート遮蔽は、Bクラスとする。また、燃料加工建屋は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性範囲に留まるとともに、基準地震動による地震力に対して構造物全体として変形能力について十分な余裕を有するように設計する。 *6: 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備であり、主要設備等に適用される地震力により、上位分類に属するものに波及的影響を及ぼさないように設計する。 *7: Sクラスの設備・機器、Bクラスの設備・機器及びCクラスの設備・機器は、その機能上Sクラス、Bクラス又はCクラスに該当する部分とする。 *8: S_s: 基準地震動 S_s により定まる地震力。 S_B: 耐震Bクラス施設に適用される地震力。 S_C: 耐震Cクラス施設に適用される地震力。 *9: 地下3階から地下2階に搬送する一部のグローブボックスを除く。 *10: 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路を含む。焼結炉に関連する焼結炉内部温度高による過加熱防止回路は、加熱の停止に必要な範囲をSクラスとする。 *11: 非常用所内電源設備は、非常用発電機、燃料油貯蔵タンク、非常用直流電源設備、非常用無停電電源装置、高圧母線及び低圧母線で構成する。非常用発電機は、発電機能を維持するために必要な範囲をSクラスとする。 *12: 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を含む。小規模焼結処理装置に関連する小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路は、加熱の停止に必要な範囲をSクラスとする。 *13: 排気機能の維持に必要な回路を含む。 *14: 安全上重要な施設のグローブボックスに付随するもの。 *15: 安全上重要な施設のグローブボックスの消火に関する範囲。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 表の構成は発電炉と同等としており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
添付書類Ⅲ-1-1	添付書類Ⅲ-1-1-3	添付書類V-2-1-4	
	<p>*16：安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの。 *17：安全上重要な施設のグローブボックスの給気系に設置するもの。 *18：混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系，小規模焼結処理系）。 *19：*9 で除いたグローブボックス。 *20：ゲートを含む。 *21：一時保管ピット，原料 MOX 粉末缶一時保管装置，粉末一時保管装置，ペレット一時保管棚，スクラップ貯蔵棚，製品ペレット貯蔵棚，燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵チャンネルは，Bクラスの設備・機器であるが，基準地震動による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。 *22：分析済液処理装置のうち，二重管の外管。 *23：窒素循環設備のうち，Sクラスのグローブボックスを循環する経路については，基準地震動による地震力に対してその機能を保持する設計とする。 *24：排気筒はCクラスであるが，燃料加工建屋へ波及的影響を与えないよう，基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。 *25：溢水防護設備の緊急遮断弁については，加速度大による緊急遮断弁作動回路を含む。 *26：燃料加工建屋内の当該設備の配管は，基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。 *27：燃料加工建屋内の当該設備の配管のうち，緊急遮断弁により保有水の流出を防止する範囲は，基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。 *28：*18 以外。</p>		<p>・表の構成は発電炉と同等としており，記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため，新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX燃料加工施設		発電炉		備考												
添付書類III-1-1	添付書類III-1-1-3	添付書類V-2-1-4														
<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(1/29)</p> <p>凡例 (設備名称の前に記載) ○：耐震計算書を添付する △：添付書類「III-1-1-1-1 配管の耐震支持方針 別紙」による ▲：添付書類「III-1-1-1-2 ダクトの耐震支持方針 別紙」による ・：耐震計算書の添付なし ×：撤去する設備 ※：新設設備</p>																
<p>【】内は検討用地震動を示す</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 加工施設本体 成箱施設 燃料加工建屋</td> <td>○燃料加工建屋</td> <td>・建屋通廊 (燃料加工建屋)</td> <td>・地下水排水設備 ・選取庫 (燃料加工建屋) ・施設外漏えい防止渠 (液体薬液貯蔵処理第3室出入口) ・施設外漏えい防止渠 (液体薬液貯蔵処理第3室と液体薬液貯蔵処理第2室流路) ・施設外漏えい防止渠 (液体薬液貯蔵処理第1室出入口)</td> <td>燃料加工建屋</td> <td>○排気筒【S】</td> </tr> </tbody> </table>					耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 加工施設本体 成箱施設 燃料加工建屋	○燃料加工建屋	・建屋通廊 (燃料加工建屋)	・地下水排水設備 ・選取庫 (燃料加工建屋) ・施設外漏えい防止渠 (液体薬液貯蔵処理第3室出入口) ・施設外漏えい防止渠 (液体薬液貯蔵処理第3室と液体薬液貯蔵処理第2室流路) ・施設外漏えい防止渠 (液体薬液貯蔵処理第1室出入口)	燃料加工建屋	○排気筒【S】
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設											
施設 加工施設本体 成箱施設 燃料加工建屋	○燃料加工建屋	・建屋通廊 (燃料加工建屋)	・地下水排水設備 ・選取庫 (燃料加工建屋) ・施設外漏えい防止渠 (液体薬液貯蔵処理第3室出入口) ・施設外漏えい防止渠 (液体薬液貯蔵処理第3室と液体薬液貯蔵処理第2室流路) ・施設外漏えい防止渠 (液体薬液貯蔵処理第1室出入口)	燃料加工建屋	○排気筒【S】											
<p>表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(1/14)</p> <p>○印は耐震計算書を添付する。 ・印は耐震計算書の添付なし。 ×印は撤去する設備。 ※は新設又は新規登録の設備。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 L 原子炉本体 (1) 炉心 (2) 原子炉圧力容器</td> <td>○チャンネル・ボックス ○炉心支持構造物 ○原子炉圧力容器 ○原子炉圧力容器支持構造物 ○原子炉圧力容器付属構造物 ○原子炉圧力容器内部構造物</td> <td></td> <td></td> <td>○原子炉建屋【S_o】 ○原子炉本体の基礎【S_o】</td> <td>○タービン建屋【S_o】*1 ○サービス建屋【S_o】*1 ○原子炉遮蔽【S_o】</td> </tr> </tbody> </table> <p>【】内は検討用地震動を示す。</p>					耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 L 原子炉本体 (1) 炉心 (2) 原子炉圧力容器	○チャンネル・ボックス ○炉心支持構造物 ○原子炉圧力容器 ○原子炉圧力容器支持構造物 ○原子炉圧力容器付属構造物 ○原子炉圧力容器内部構造物			○原子炉建屋【S _o 】 ○原子炉本体の基礎【S _o 】	○タービン建屋【S _o 】*1 ○サービス建屋【S _o 】*1 ○原子炉遮蔽【S _o 】
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設											
施設 L 原子炉本体 (1) 炉心 (2) 原子炉圧力容器	○チャンネル・ボックス ○炉心支持構造物 ○原子炉圧力容器 ○原子炉圧力容器支持構造物 ○原子炉圧力容器付属構造物 ○原子炉圧力容器内部構造物			○原子炉建屋【S _o 】 ○原子炉本体の基礎【S _o 】	○タービン建屋【S _o 】*1 ○サービス建屋【S _o 】*1 ○原子炉遮蔽【S _o 】											

【III-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(30/99)

MOX燃料加工施設		発電炉		備考		
添付書類III-1-1	添付書類III-1-1-3	添付書類V-2-1-4				
<p>表 2.4-2 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(2/29)</p>						
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
	施設					
<p>表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(2/14)</p>						
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設					
	(1) 燃料取扱設備	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料取扱機【S,】 ○原子貯蔵機クレーン【S,】 ○チャンネル着脱機【S,】 ○使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン【S,】 	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料取扱機【S,】 ○原子貯蔵機クレーン【S,】 ○チャンネル着脱機【S,】 ○使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン【S,】 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子貯蔵機【S,】 ○燃料取扱機【S,】 ○原子貯蔵機クレーン【S,】 ○燃料取扱機クレーン【S,】 ○チャンネル着脱機【S,】 ○タービン建屋【S,】* ○サービスマン建屋【S,】* 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子貯蔵機【S,】 ○燃料取扱機【S,】 ○原子貯蔵機クレーン【S,】 ○燃料取扱機クレーン【S,】 ○チャンネル着脱機【S,】 ○タービン建屋【S,】* ○サービスマン建屋【S,】* 	
(2) 使用済燃料貯蔵設備	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済燃料プール ○キャスクピット ○使用済燃料貯蔵ラック 	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料貯蔵ラック【S,】 ○原子貯蔵機クレーン【S,】 ○チャンネル着脱機【S,】 ○使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン【S,】 	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済燃料乾式貯蔵建屋【S,】 	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン【S,】 ○使用済燃料乾式貯蔵建屋上層【S,】 		
(3) 使用済燃料貯蔵備冷浄化設備	<ul style="list-style-type: none"> ○関連配管（燃料プール水補給設備（非常用）に属するもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料プール冷却浄化系ポンプ ○スキマサージタンク ○フィルタ脱塩器逆洗水受タンク ○フィルタ脱塩器 ○関連配管（燃料プール冷却系） 	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済燃料プール温度 ○使用済燃料プール水位 ○使用済燃料プール水位・温度(S.A.広域)* 			

【III-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(32/99)

MOX燃料加工施設		発電炉		備考
添付書類III-1-1	添付書類III-1-1-3	添付書類V-2-1-4		
第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(4/29)				
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物
施設	<p>一次混合設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原料MOX粉末秤量・分取装置 ○ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置 ○予備混合装置 ○一次混合装置 ○一次混合粉末秤量・分取装置 ○ウラン粉末秤量・分取装置 ○均一化混合装置 ○混合装置 ○添加混合装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・原料MOX粉末秤量・分取装置 ・ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置 ・予備混合装置 ・一次混合装置 ・一次混合粉末秤量・分取装置 ・均一化混合装置 ・造粒装置 ・添加混合装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン粉末秤量・分取装置 	<p>燃料加工建屋</p> <p>燃料加工建屋</p>
	S	B	C	間接支持構造物
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物
施設	<p>(6) 原子炉補機冷却設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○残留熱除去系海水系ポンプ ○残留熱除去系海水系ストレーナ ○閉鎖配管 ○残留熱除去系海水系 <p>(7) 原子炉格納容器バウンダリ、原子炉圧力容器バウンダリに属するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○閉鎖配管・弁 <p>(8) 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置</p> <p>(9) 蒸気タービン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却系熱交換器 ・原子炉補機冷却系ポンプ ・補機冷却系海水系ポンプ ・補機冷却系海水系ストレーナ ・サージタンク ・閉鎖配管 ・閉鎖配管 (原子炉補機冷却系、補機冷却系海水系) ・再生熱交換器 ・非再生熱交換器 ・原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器 ・閉鎖配管 (原子炉冷却材浄化系) 	<ul style="list-style-type: none"> ・主復水器 ・凝分罐器 ・閉鎖配管 	<p>波及的影響を考慮すべき施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海水ポンプエリア防護対策施設*

表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(4/14)

MOX燃料加工施設		発電炉		備考																																																																															
添付書類Ⅲ-1-1	添付書類Ⅲ-1-1-3	添付書類Ⅴ-2-1-4																																																																																	
第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(5/29)																																																																																			
<table border="1"> <tr> <th>施設</th> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">分析原料採取設備</td> <td rowspan="2"> 〇原料・MOX分析原料採取装置グループボックス 〇分析原料採取・詰替装置グループボックス 〇回収粉末処理・詰替装置グループボックス </td> <td> 〇原料・MOX分析原料採取装置 〇分析原料採取・詰替装置 </td> <td></td> <td></td> <td>燃料加工建屋</td> <td> 〇原料・MOX分析原料採取装置【Ss】 〇分析原料採取・詰替装置【Ss】 </td> </tr> <tr> <td> 〇回収粉末処理・詰替装置 〇回収粉末微粉装置グループボックス 〇回収粉末処理・混合装置グループボックス 〇再生スクラップ精練処理装置グループボックス 〇再生スクラップ受払装置グループボックス 〇容器移送装置グループボックス </td> <td> ・原料・MOX分析原料採取装置 ・分析原料採取・詰替装置 ・回収粉末処理・詰替装置 ・回収粉末微粉装置 ・回収粉末処理・混合装置 ・再生スクラップ精練処理装置 ・再生スクラップ受払装置 ・容器移送装置 </td> <td></td> <td></td> <td>燃料加工建屋</td> <td> 〇回収粉末処理・詰替装置【Ss】 〇回収粉末微粉装置【Ss】 〇回収粉末処理・混合装置【Ss】 〇再生スクラップ精練処理装置【Ss】 〇再生スクラップ受払装置【Ss】 〇容器移送装置【Ss】 </td> </tr> <tr> <td>スクラップ処理設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	分析原料採取設備	〇原料・MOX分析原料採取装置グループボックス 〇分析原料採取・詰替装置グループボックス 〇回収粉末処理・詰替装置グループボックス	〇原料・MOX分析原料採取装置 〇分析原料採取・詰替装置			燃料加工建屋	〇原料・MOX分析原料採取装置【Ss】 〇分析原料採取・詰替装置【Ss】	〇回収粉末処理・詰替装置 〇回収粉末微粉装置グループボックス 〇回収粉末処理・混合装置グループボックス 〇再生スクラップ精練処理装置グループボックス 〇再生スクラップ受払装置グループボックス 〇容器移送装置グループボックス	・原料・MOX分析原料採取装置 ・分析原料採取・詰替装置 ・回収粉末処理・詰替装置 ・回収粉末微粉装置 ・回収粉末処理・混合装置 ・再生スクラップ精練処理装置 ・再生スクラップ受払装置 ・容器移送装置			燃料加工建屋	〇回収粉末処理・詰替装置【Ss】 〇回収粉末微粉装置【Ss】 〇回収粉末処理・混合装置【Ss】 〇再生スクラップ精練処理装置【Ss】 〇再生スクラップ受払装置【Ss】 〇容器移送装置【Ss】	スクラップ処理設備							<table border="1"> <tr> <th colspan="2">耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">施設</td> <td>1.計測制御系統</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)制御材</td> <td> 〇制御材 〇制御材駆動機構 〇水圧制御ユニット・キレムレター 〇水圧制御ユニット・調整容器 〇調整給排・弁(スクラム機能に関する部分) </td> <td> ・スクラム水排出容器 ・関連配管(制御材駆動水圧系) </td> <td></td> <td>〇原子炉建屋【S】</td> <td> 〇タービン建屋【S】** 〇サーベイス建屋【S】** </td> </tr> <tr> <td>(2)制御材駆動装置</td> <td> 〇ほう酸水注入ポンプ 〇ほう酸水貯蔵タンク 〇関連配管 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>〇耐久機器*【S】</td> </tr> <tr> <td>(3)ほう酸水注入設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4)計測装置</td> <td></td> <td> 〇起動領域計表 〇出力領域計表 〇主蒸気流量 〇原子炉内層時冷却系統流量 〇蒸気圧心スプレッド系統流量 〇圧力中心スプレッド系統流量 〇蒸留熱除去系統流量 〇原子炉圧力 〇原子炉水位 〇原子炉水位(広帯域) 〇原子炉水位(燃料域) 〇ドライウェル圧力 〇サブプレッション・チェンバ圧力 〇格納容器内酸濃度 〇格納容器内水素濃度 〇サブプレッション・プール水位 </td> <td></td> <td> ・蒸留熱除去系統交換器入口温度 ・蒸留熱除去系統交換器出口温度 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)原子炉非常停止信号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)工学的安全施設等の起動信号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				耐震クラス		S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設	1.計測制御系統						(1)制御材	〇制御材 〇制御材駆動機構 〇水圧制御ユニット・キレムレター 〇水圧制御ユニット・調整容器 〇調整給排・弁(スクラム機能に関する部分)	・スクラム水排出容器 ・関連配管(制御材駆動水圧系)		〇原子炉建屋【S】	〇タービン建屋【S】** 〇サーベイス建屋【S】**	(2)制御材駆動装置	〇ほう酸水注入ポンプ 〇ほう酸水貯蔵タンク 〇関連配管				〇耐久機器*【S】	(3)ほう酸水注入設備						(4)計測装置		〇起動領域計表 〇出力領域計表 〇主蒸気流量 〇原子炉内層時冷却系統流量 〇蒸気圧心スプレッド系統流量 〇圧力中心スプレッド系統流量 〇蒸留熱除去系統流量 〇原子炉圧力 〇原子炉水位 〇原子炉水位(広帯域) 〇原子炉水位(燃料域) 〇ドライウェル圧力 〇サブプレッション・チェンバ圧力 〇格納容器内酸濃度 〇格納容器内水素濃度 〇サブプレッション・プール水位		・蒸留熱除去系統交換器入口温度 ・蒸留熱除去系統交換器出口温度			(5)原子炉非常停止信号						(6)工学的安全施設等の起動信号						
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																																																																													
分析原料採取設備	〇原料・MOX分析原料採取装置グループボックス 〇分析原料採取・詰替装置グループボックス 〇回収粉末処理・詰替装置グループボックス	〇原料・MOX分析原料採取装置 〇分析原料採取・詰替装置			燃料加工建屋	〇原料・MOX分析原料採取装置【Ss】 〇分析原料採取・詰替装置【Ss】																																																																													
		〇回収粉末処理・詰替装置 〇回収粉末微粉装置グループボックス 〇回収粉末処理・混合装置グループボックス 〇再生スクラップ精練処理装置グループボックス 〇再生スクラップ受払装置グループボックス 〇容器移送装置グループボックス	・原料・MOX分析原料採取装置 ・分析原料採取・詰替装置 ・回収粉末処理・詰替装置 ・回収粉末微粉装置 ・回収粉末処理・混合装置 ・再生スクラップ精練処理装置 ・再生スクラップ受払装置 ・容器移送装置			燃料加工建屋	〇回収粉末処理・詰替装置【Ss】 〇回収粉末微粉装置【Ss】 〇回収粉末処理・混合装置【Ss】 〇再生スクラップ精練処理装置【Ss】 〇再生スクラップ受払装置【Ss】 〇容器移送装置【Ss】																																																																												
スクラップ処理設備																																																																																			
耐震クラス		S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																																																																													
施設	1.計測制御系統																																																																																		
	(1)制御材	〇制御材 〇制御材駆動機構 〇水圧制御ユニット・キレムレター 〇水圧制御ユニット・調整容器 〇調整給排・弁(スクラム機能に関する部分)	・スクラム水排出容器 ・関連配管(制御材駆動水圧系)		〇原子炉建屋【S】	〇タービン建屋【S】** 〇サーベイス建屋【S】**																																																																													
	(2)制御材駆動装置	〇ほう酸水注入ポンプ 〇ほう酸水貯蔵タンク 〇関連配管				〇耐久機器*【S】																																																																													
	(3)ほう酸水注入設備																																																																																		
(4)計測装置		〇起動領域計表 〇出力領域計表 〇主蒸気流量 〇原子炉内層時冷却系統流量 〇蒸気圧心スプレッド系統流量 〇圧力中心スプレッド系統流量 〇蒸留熱除去系統流量 〇原子炉圧力 〇原子炉水位 〇原子炉水位(広帯域) 〇原子炉水位(燃料域) 〇ドライウェル圧力 〇サブプレッション・チェンバ圧力 〇格納容器内酸濃度 〇格納容器内水素濃度 〇サブプレッション・プール水位		・蒸留熱除去系統交換器入口温度 ・蒸留熱除去系統交換器出口温度																																																																															
	(5)原子炉非常停止信号																																																																																		
(6)工学的安全施設等の起動信号																																																																																			

【Ⅲ-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(34/99)

MOX燃料加工施設		添付書類Ⅲ-1-1-3				添付書類Ⅲ-1-1-3				添付書類Ⅴ-2-1-4				備考		
添付書類Ⅲ-1-1		添付書類Ⅲ-1-1-1		添付書類Ⅲ-1-1-2		添付書類Ⅲ-1-1-3		添付書類Ⅲ-1-1-4		添付書類Ⅲ-1-1-5		添付書類Ⅲ-1-1-6		備考		
<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(6/29)</p>		<p>施設 粉末調製工程搬送設備</p>	<p>耐震クラス</p>	<p>S</p>	<p>B</p>	<p>C</p>	<p>間接支持構造物</p>	<p>波及的影響を考慮すべき施設</p>								
		<p>原粉搬送装置(粉未回収部)グループボックス 再生スクラップ搬送装置グループボックス 添加剤混合粉未搬送装置グループボックス 調整粉未搬送装置グループボックス プレス装置(粉未回収部)グループボックス プレス装置(プレス部)グループボックス 空焚結晶ポート回収装置グループボックス グリーンベレット搬送装置グループボックス</p>	<p>原粉搬送装置 再生スクラップ搬送装置 添加剤混合粉未搬送装置 調整粉未搬送装置 プレス装置(粉未回収部) プレス装置(プレス部) 空焚結晶ポート回収装置 グリーンベレット搬送装置</p>	<p>燃料加工建屋</p>	<p>原粉搬送装置【Ss】 再生スクラップ搬送装置【Ss】 添加剤混合粉未搬送装置【Ss】 調整粉未搬送装置【Ss】 プレス装置(粉未回収部)【Ss】 プレス装置(プレス部)【Ss】 グリーンベレット搬送装置【Ss】 空焚結晶ポート回収装置【Ss】 グリーンベレット搬送装置【Ss】</p>											
<p>施設 圧縮成形設備</p>		<p>耐震クラス</p>	<p>S</p>	<p>B</p>	<p>C</p>	<p>間接支持構造物</p>	<p>波及的影響を考慮すべき施設</p>									
		<p>原粉搬送装置(粉未回収部)グループボックス 再生スクラップ搬送装置グループボックス 添加剤混合粉未搬送装置グループボックス 調整粉未搬送装置グループボックス プレス装置(粉未回収部)グループボックス プレス装置(プレス部)グループボックス 空焚結晶ポート回収装置グループボックス グリーンベレット搬送装置グループボックス</p>	<p>原粉搬送装置 再生スクラップ搬送装置 添加剤混合粉未搬送装置 調整粉未搬送装置 プレス装置(粉未回収部) プレス装置(プレス部) 空焚結晶ポート回収装置 グリーンベレット搬送装置</p>	<p>燃料加工建屋</p>	<p>原粉搬送装置【Ss】 再生スクラップ搬送装置【Ss】 添加剤混合粉未搬送装置【Ss】 調整粉未搬送装置【Ss】 プレス装置(粉未回収部)【Ss】 プレス装置(プレス部)【Ss】 空焚結晶ポート回収装置【Ss】 グリーンベレット搬送装置【Ss】</p>											

表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(6/14)

施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
(7) 制御用空気設備	<p>○搬送配管 ○中央制御室 ○炉内電気操作盤 ○タービン 制御盤 ○原液置換-空調換気制御盤 ○非常用ガス処理系、非常用ガス循環系操作盤 ○タービン 制御補助電源装置 ○緊急時炉心冷却系操作盤 ○原子炉補機操作盤 ○原子炉制御操作盤 ○出力領域モニタ計装盤 ○原子炉保護系保護電源装置 ○プロセス計装盤 ○高圧熱除去系 (B), (C) 補助電源装置 ○原子炉隔離時冷却系電源装置 ○原子炉格納容器隔離系電源装置 ○高圧炉心スプレイス継電器装置 ○自動減圧系継電器装置 ○低圧炉心スプレイス系、熱源熱除去系 (A) 補助電源装置 ○漏えい検出系操作盤 ○プロセス放射線モニタ、起動領域モニタ操作盤 ○格納容器冷却系電源装置 ○炉内モニタリングシステム電源装置 ○緊急時炉心冷却系トリップユニット盤 ○高圧炉心スプレイス系トリップユニット盤 ○RIGタービン制御盤 ○原子炉遠隔停止操作盤 ○ほう酸水注入ポンプ操作盤 ○S&A設備新設盤 ○詳細系ポンプ選別器</p>					
(8) 中央制御室機能						
(9) その他						

【III-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(35/99)

MOX燃料加工施設		発電炉		備考		
添付書類III-1-1	添付書類III-1-1-3	添付書類V-2-1-4				
第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(7/29)						
施設 耐震設備	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
	施設 耐震設備	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
施設 耐震設備	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
施設 耐震設備	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設

表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(7/14)

施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
(1)気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備	○貯蔵配管・弁(原子炉格納容器バウンダリに属するもの) ○非常用ガス処理系排気筒	○排ガス廃水器 ○排ガス前塵除塵器 ○再生ガス加熱器 ○排ガス再結合器 ○排ガス気水分離器 ○気水分離器 ○排ガス後塵除塵器 ○排ガスメッシュフィルタ ○再生ガス活性炭床ベッド ○再生ガスメッシュフィルタ ○再生ガス水分分離器 ○再生ガスフィルタ ○廃棄物処理機械器ドレンサンプポンプ ○廃液収集タンク ○サージタンク ○凝集液貯留タンク ○廃棄物処理監視機器ドレンサンプタンク ×廃液フィルタ保持ポンプ ×機器ろ過器供給タンク ×機器ドレン処理水タンク ○格納容器機器ドレンサンプ(S) ×電磁ろ過器 ×電磁ろ過器	○使用済燃料貯蔵タンク ×フラットスタック ×使用済粉末貯蔵タンク ○排ガス廃水器 ○排ガス前塵除塵器 ○再生ガス加熱器 ○排ガス再結合器 ○排ガス気水分離器 ○気水分離器 ○排ガス後塵除塵器 ○排ガスメッシュフィルタ ○再生ガス活性炭床ベッド ○再生ガスメッシュフィルタ ○再生ガス水分分離器 ○再生ガスフィルタ ○廃棄物処理機械器ドレンサンプポンプ ○廃液収集タンク ○サージタンク ○凝集液貯留タンク ○廃棄物処理監視機器ドレンサンプタンク ×廃液フィルタ保持ポンプ ×機器ろ過器供給タンク ×機器ドレン処理水タンク ○格納容器機器ドレンサンプ(S) ×電磁ろ過器 ×電磁ろ過器	○主排気筒(S) ×アリコートタンク ×珪性炭酸タンク ×セメントサイロ ×セメント計量ホッパー ×ドラムコンベヤ ×ドラムコンベヤ	○原子炉建屋(S) ○主排気筒(S) ・タービン建屋(S)	○タービン建屋(S) ○サービスマン建屋(S)
(2)気体、液体又は固体廃棄物処理設備					○廃棄物処理建屋(S)	

【Ⅲ-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(36/99)

MOX燃料加工施設		発電炉		備考				
添付書類Ⅲ-1-1	添付書類Ⅲ-1-1-3	添付書類Ⅴ-2-1-4						
第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(8/29)								
施設 耐震クラス ○ベレット検査設備	S	○ベレット検査設備グループボックス ○備蓄ポート輸送装置グループボックス ○ベレット保管容器輸送装置グループボックス ○回収粉末容器輸送装置グループボックス	B	・外輸検査装置 ・寸法・形状・密度検査装置 ・仕上がりベレット収容装置 ・ベレット立会検査装置グループボックス ・ベレット立会検査装置 ・備蓄ポート輸送装置 ・ベレット保管容器輸送装置 ・回収粉末容器輸送装置	C	燃料加工建屋	間接支持構造物 燃料加工建屋	波及的影響を考慮すべき施設 ○外輸検査装置【Ss】 ○寸法・形状・密度検査装置【Ss】 ○仕上がりベレット収容装置【Ss】 ○ベレット保管容器輸送装置-I【Ss】 ○備蓄ポート輸送装置【Ss】 ○ベレット保管容器輸送装置【Ss】 ○回収粉末容器輸送装置【Ss】
	○ベレット検査設備グループボックス							
表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(8/14)								
施設 耐震クラス ○気体、液体又は固体廃棄物処理設備(サブシ)	S	×脱液フィルタ ×廃棄物処理機排下ドレンタンクポンプ ×床ドレンフィルタ保持ポンプ ×床ドレン収集タンク ×床ドレンタンクアルタ ×床ドレンタンクフィルタ ×貯留容器排下ドレンタンク* ・脱液濃縮器 ・脱液濃縮器加熱器 ・脱液中和タンク ・廃棄物処理機健康監視装置下ドレンタンク ・脱液濃縮器 ・タンクベント冷却器 ・脱液フィルタ逆洗水受タンク ・原子炉外部排浄装置フィルタ駆動器 ・逆洗水受タンク ・床ドレンフィルタ逆洗水受タンク ・脱液スラッジ貯蔵タンク ・床ドレンスラッジ貯蔵タンク ・濃縮器貯蔵タンク ・使用済燃料貯蔵タンク ×脱液中和スラッジ受タンク ×濃縮器貯蔵タンク ×濃縮器貯蔵タンク ×ミキサー-洗浄タンク B ×ミキサー-洗浄タンク ×スラッジ貯蔵ホッパー ×スラッジホッパー ・集塵機 ×運心分離機 ×スラッジコンベヤー ×アウトラムミキサー ×ミキサー-洗浄タンク A	B	×脱液フィルタ ×廃棄物処理機排下ドレンタンクポンプ ×床ドレンフィルタ保持ポンプ ×床ドレン収集タンク ×床ドレンタンクアルタ ×床ドレンタンクフィルタ ×貯留容器排下ドレンタンク* ・脱液濃縮器 ・脱液濃縮器加熱器 ・脱液中和タンク ・廃棄物処理機健康監視装置下ドレンタンク ・脱液濃縮器 ・タンクベント冷却器 ・脱液フィルタ逆洗水受タンク ・原子炉外部排浄装置フィルタ駆動器 ・逆洗水受タンク ・床ドレンフィルタ逆洗水受タンク ・脱液スラッジ貯蔵タンク ・床ドレンスラッジ貯蔵タンク ・濃縮器貯蔵タンク ・使用済燃料貯蔵タンク ×脱液中和スラッジ受タンク ×濃縮器貯蔵タンク ×濃縮器貯蔵タンク ×ミキサー-洗浄タンク B ×ミキサー-洗浄タンク ×スラッジ貯蔵ホッパー ×スラッジホッパー ・集塵機 ×運心分離機 ×スラッジコンベヤー ×アウトラムミキサー ×ミキサー-洗浄タンク A	C		間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設